

千葉中央法律事務所 ニュース

(「憲法問題」特集号)

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

発行
千葉中央法律事務所
千葉市中央区中央4丁目10番12号
五糸会館6階
電話 043-225-4567(代)
FAX 043-225-1507

憲法9条は世界の宝

「戦争しない国」から「戦争する国」へ

「憲法は世界に対する自分の態度、モラルの支えであり、外してはいけない考え方の土台だと思ってきた」

大江健三郎さんは、六月一日「9条の会」のアピール発表の記者会見でこうのべました。「9条の会」は大江さんをはじめ、日本の知性と良識を代表する文化人が呼びかけ人となって発足したものです。

私たちの法律事務所はこの「9条の会」のアピールを心より支持し、皆さんとともに9条をはじめとする日本国憲法の平和・民主の原則をしっかり守るために努力したいと考えています。

今、憲法9条はかつてない重大な危機に直面しています。自衛隊のイラクへの派兵、国会での議論も全くないうままに行われようとしている多国籍軍への自衛隊の参加、そして有事関連法の強行成立など、小泉内閣のもとでくり返されている憲法無視の政治は私たち国民に大きな不安と怒りを呼び起こしています。

加えて、この間急速に高まった憲法「改正」の動き、これも私たち国民がかつて経験したことのないものです。もともと「自主憲法制定」を党是とする自民党は、来年までに改憲草案をまとめる公約。民主党もこれと競うように「創憲」という形の「改憲」を主張し、そして公明党も「改憲」へ大きく踏み込んでいます。「改憲」に必要な三分の二を超える議席をもつ三つの政党がそろって「憲法改正」で足並みをそろえる、戦後の憲法の歴史ではじめてのことです。

そして、こうした改憲の動きは、結局は憲法9条に焦点をあてていることは間違いないです。9条2項を廃止し、この国を「戦争しない国」から「戦争する国」へと根本的に変えてしまおうというのです。

教育基本法の改悪の動きも、子どもたちを「戦争する国」の担い手として育てるねらいとしてみておかなければなりません。

21世紀を憲法9条の時代に
— 私たちは訴えます

21世紀を憲法9条の時代に

— 私たちは訴えます

確かに今憲法は危機的状況をかかえています。しかし、私たち国民の間には戦後五十七年余にわたって培ってきた「憲法を守る力」も確実に育っています。

国民の間で文字どおり「憲法対話」の取り組みをひろげていくならば、今でも9条支持が多数を占めている国民の世論を、よりしっかりとしたものにする事ができると思っています。そしてこのことこそ改憲を阻止する力であり、仮に万が一「憲法改正」国民投票になった場合でも、主権者としてこれを「拒否」する確実な保障となるのだと思うのです。

一九九九年五月にオランダのハーグで開かれた「ハーグ平和アピール市民会議」。そこで採択された「公正な世界秩序のための一〇の基本原則」の第一原則に、「各国議会は、日本国憲法第9条のように、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」と明記されたことをもう一度思い起こしたいのです。そして「憲法9条は変えるべきではない」との一点で一致する文字どおり壮大な国民運動を展望して、身近なところから今すぐ動き出そうではありませんか。二一世紀を憲法9条の時代にするために。



(2004. 5. 3 千葉県憲法集会)

日本国憲法、いま、大きな試練にさらされています。ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残酷な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであつても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

かかる憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心とした日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を事実上破ってきています。

また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしてしまっています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。

「九条の会」 アピール



「献」などと言うのは、思ひ上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るといふ一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。

二〇〇四年六月一日

- 井上ひさし
- 梅原 猛
- 大江健三郎
- 奥平 康弘
- 小田 実
- 加藤 周一
- 澤地 久枝
- 鶴見 俊輔
- 三木 睦子